

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

北島町立北島南小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。どの子どもにも、どの学校にも起こり得ると認識し、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。何より学校は、信頼関係が築かれ、安全・安心に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が、大切にされ認められているという自己存在感をもつとともに、集団の一員としての自覚と自信をつけ自己有能感をもつことができるようにする。

(1) いじめとは

いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法第 2 条」に示されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止に関する基本的な認識

- ① 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ② いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- ③ ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ④ 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ⑤ より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ⑥ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 未然防止

「いじめのない学級・学校づくり」を目指して、いじめの未然防止に積極的に取り組む。「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、いじめを生まない土壌づくりに努める。

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ③ インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ④ 児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑤ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑥ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑦ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑧ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑨ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。
- ⑩ 人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育を充実させる。

(人権教育)

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(道徳教育)

道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が重要な役割を果たす。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。道徳教育の要となる道徳の時間において、道徳的価値の自覚を深め、自分自身の生活や行動を見つめなおすことで、いじめを抑止する。

(2) 家庭・地域との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で児童、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。

- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

3 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識しておき、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないようにする。常に教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

(1) 教育相談

- ① 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- ② 児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、相談を直接受け止められるようにする。そこで、教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。また、児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感を与えるようにする。児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

(2) 観察・アンケート

- ① 「いじめ未然防止チェックリスト」を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- ② 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることで、いじめを見逃さないようにする。
- ③ 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を毎月実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- ④ いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて実施する。アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識ももっておく。

(3) 日々の対応

- ① 日記は、児童の本音を聞くことのできるツールであり、いじめのメッセージを察知することができる。担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、すぐに相談したり家庭訪問等を実施したりして迅速に対応する。
- ② 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。気付いたことについては、教職員の情報交換を密に行う。
- ③ 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確

認し、保護者と連絡を取る。

- ④ 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。
- ⑤ いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。

4 いじめへの対処・早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて教員一人が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて正確に調査し迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童及び保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童（学級、仲間等）への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに町教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談。通報

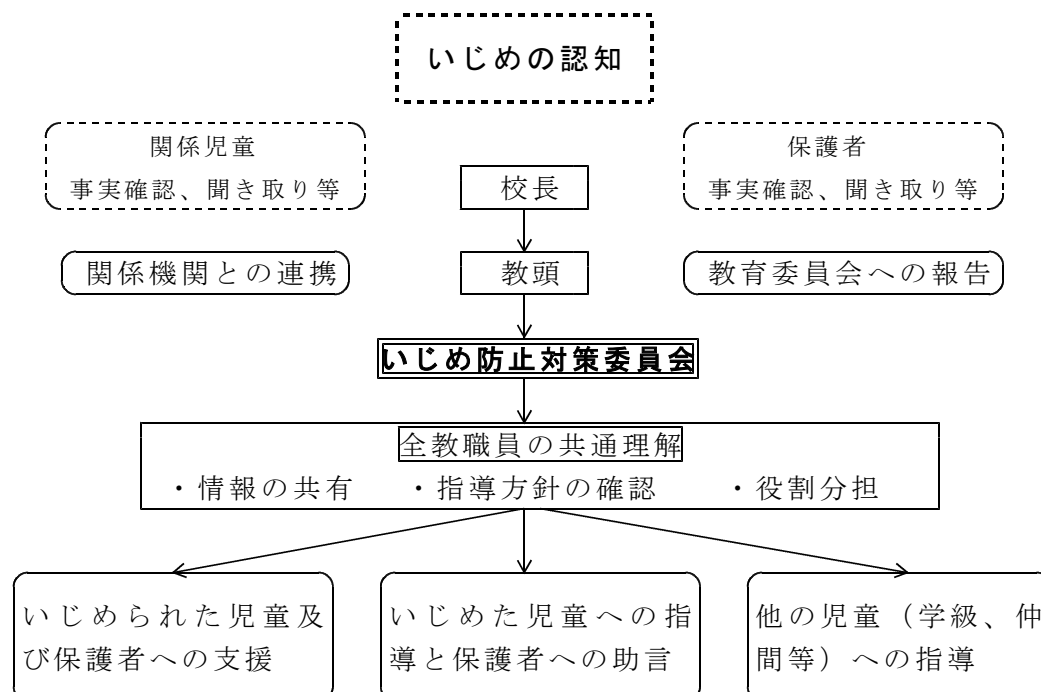
- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

【対応経路】



5 校内研修

校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

6 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

7 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) P D C A サイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

8 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的に行う。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための取組を、あらゆる教育活動において展開する。本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

(1) 組織の構成

① 組織の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当教員、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学校医等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

② 重大ないじめ問題発生時における連携機関

徳島県教育委員会、北島町教育委員会、北島町学校カウンセラー、板野東部青少年育成センター、徳島北警察署、徳島県中央こども女性センター、北島町顧問弁護士、PTA会長、民生児童委員、学校評議員、学校運営協議会推進委員等によって構成する。

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となる。

- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ P D C Aサイクルに基づき、期間の終わりには取組が適切に行われたか否かを検証し、次年度取組の参考にする。
- ⑤ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

【いじめ防止対策委員会】

1 委員会の運営

- ① 委員会は、校長が招集し、原則、偶数月に開催する。
ただし、状況に応じて適宜開催する。
- ② 校内研修を年3回開催し、その企画・運営を行う。
- ③ 年度末に学校評価等を活用し、取組を検証する。
- ④ 家庭、地域及び関係機関への連絡・調整を行う。
- ⑤ いじめの未然防止、早期発見の取組を企画する。
- ⑥ いじめへ早期対応について協議し、対応方針を示す。
- ⑦ 重大ないじめ発生時は、校内緊急対応組織として機能する。

2 委員会の構成員

委員長・・・校長

副委員長・・・教頭

委員・・・・教務主任、生徒指導主任、学年主任、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭等

9 年間計画（いじめ防止プログラム）

年間目標

- ・ いじめは、どの子供にもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・ 教職員や児童生徒が、学校内でのルールを検討や行事運営、運営啓発活動を通して、よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。
- ・ 教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、生徒の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。
- ・ 生徒との信頼関係の醸成し、いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見を図る。
- ・ 学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、児童生徒が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
- ・ 児童生徒の生活態度・意識を向上させるとともに、適切な人権意識を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。
- ・ 児童生徒の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復・改善を図る。

	内 容	対 象 者	担 当
4 月	いじめ防止基本方針の説明、指導体制や指導計画の周知 学校生活アンケートの作成・検討 家庭訪問	教職員 児童 児童・保護者	生徒指導主任 生徒指導主任 教頭・教務主任
5 月	校内研修（問題行動の共通理解） PTA 総会	教職員 教職員・保護者	生徒指導主任 教頭・生徒指導主任
6 月	学校生活アンケート調査 校内研修（早期発見・早期対応）	児童 教職員	生徒指導主任 教頭・生徒指導主任
7 月	学校生活アンケート回収と対応 いじめチェックリスト実施（先生用） 個人面談	児童 教職員 教職員・保護者	生徒指導主任 生徒指導主任 教頭・教務主任
8 月	1 学期取組点検評価・改善 取組の成果等の情報発信と保護者啓発	教職員 教職員・保護者	生徒指導主任 生徒指導主任
9 月	いじめチェックリスト実施（先生用）	教職員	生徒指導主任
10 月	校内研修（問題行動の共通理解）		教頭・生徒指導主任
11 月	学校生活アンケート調査 人権教育参観授業 いじめチェックリスト実施（先生用）	児童 保護者 教職員	生徒指導主任 人権教育主任 生徒指導主任
12 月	学校生活アンケート回収と対応 2 学期取組点検評価・改善 個人面談	教職員 教職員・保護者	生徒指導主任 教頭・教務主任
1 月	いじめチェックリスト実施（先生用） 校内研修（問題行動の共通理解）	教職員	生徒指導主任 教頭・生徒指導主任
2 月	学校生活アンケート調査 校内研修（インターネット関係）	児童 教職員	生徒指導主任 教頭・生徒指導主任
3 月	学校生活アンケート回収と対応 いじめチェックリスト実施（先生用） 1 年間の点検評価・改善と次年度の計画	教職員 教職員	生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任